

1. 賦課基準日 平成30年4月1日現在の土地原簿記載地積に基づき地積割賦課する。

2. 賦課単価 別表のとおり

3. 賦課期日及び納入期限 経常賦課金の賦課期日及び納入期限は下記のとおりとする。

期別	第1期	第2期、全期	附記
賦課期日	平成30年6月5日	平成30年6月5日	
		平成30年11月9日	下記①～⑦の地域
納入期限	平成30年6月25日	平成30年11月27日	

但し、下記①から⑦については全期賦課扱いとする。（年1回賦課）

- ① 既定畑地域（田野中川構改、上市構改）
- ② 広江・今在家地域
- ③ 北条一部地域（下田ポンプ掛り、北塚地区、御茶屋筋）
- ④ 三芳一部地域（築池掛り、駅裏地区）、楠河一部地域（楠河小学校周辺地区、宇佐八幡神社周辺地区）
- ⑤ 小松町一部地域（大谷池掛り）
- ⑥ 年間賦課額が5千円未満の組合員
- ⑦ 西条市以外に在住する組合員

4. 徴収方法 組合費は直接徴収とする。但し、西条市氷見土地改良区、西条市橘土地改良区、小松町第一土地改良区については徴収を委任する。

特別賦課金（田野中川地区事業分担金）については、田野中川畑かん水運営委員会に徴収を委任する。

5. 賦課額計算処理 賦課区域ごとに、賦課決定額に端数を生じた場合は1円未満を切捨てとする。

## (別表)

(単位:円)

賦課種別	地目	賦課区域	賦課単価 (10a当り)	附記	
経常賦課金	田	既定地域	3,410	既定地域(田)の14%	
		小松・西条新規地域			
		特別地域	3,130		
		川根新規	1,894		
		広江・今在家地域、北条一部地域(下田ポンプ掛り、北塚地区、御茶屋筋)	478		
		内前地区(過行ポンプ、柏木ポンプ、出口ポンプ掛り)			
		小松町第四土地改良区(聖徳寺ポンプ掛りを除く角部ポンプ本線水路掛り)(1号～8号支線)			
		楠河一部地域(楠河小学校周辺地区)、三芳一部地域(築池掛り、駅裏地区)			
		新宮地区(徳重第1ポンプ掛りを除く)	1,023		既定地域(田)の30%
		内前地区(過行ポンプ、柏木ポンプ、出口ポンプ掛りを除く)			
	小松町第四土地改良区(聖徳寺ポンプ掛りを除く角部ポンプ9号支線掛り)				
	楠河一部地域(宇佐八幡神社周辺地区)				
	畑	田野中川構改	1,894		
上市構改		1,894			
特別賦課金	畑	田野中川構改(田野中川地区事業分担金)	1,838	事業費の地籍割(事業費額の変更に より単価の変更あり)	

(注記) 管内における未通水の畑かん地区及び沿岸部一部地域については賦課金免除とする。